

中國經濟史研究

西嶋 定生 著

昭和四十一年三月 東京大學出版會刊
A 5 刊 九二八頁圖版四六索引二二頁

著者が戦後の低迷せる學界にいち早く新しい視野と鋭い分析方法をもって華々しく登場して以來、その巨大なエネルギーをもって常に學界に新風を送り、大きな刺戟を與えつづけてこられたことは、いまさらことあたらしくいうまでもあるまい。著者の活動によつて、戦後のわが東洋史學界全體の水準がどれほど高められ、研究が深化されたか、ここに集められた經濟史關係の論文集たるこの一大巨冊を手にして、あらためてその影響の大きさを思わざるをえないのである。

三部からなる本書の第一部「中國古代農業の展開過程」は、かの名論文「碾磑の彼方」から出發して、著者のいう古代社會における生産力の問題を説明せんとするものである。そこに一貫して流れる主張は、農業生産力の顯著な發展が唐宋五代を中心として見られるものであり、それ以前の時代には大した發展がないとする見方である。それが生産力の面からする唐宋以前に古代説の基礎づけであることはいうまでもない。第二部「土地制度史の諸問題」は均田制が中心問題にすえられる。それは、同じく古代專制國家と考えられる

秦漢帝國と隋唐帝國との國家權力の相違を示す決定的なものがこの均田制の有無ということだからであり、この推移に對する著者の基本的な志向は、民田に對する統制力を缺いた古代帝國の國家權力が、民田に對して強力な統制を加える國家權力にまで強化されたもの、という方向においてこれを理解することであろう。この方向において、吐魯番出土文書の研究から、國家權力による土地の還授に均田制の有効な實施、を論證することが著者にとつてきわめて重要な意味をもっていた。第三部「商品生産の展開とその構造」は、十六・七世紀の中國初期棉業に關する著者のかの有名な研究の集成であり、それが中國の封建社會と近代化の問題に劃期的な道をきり開いた記念すべき業績であることは、いまさらいうまでもあるまい。

以上のような構成をもつ本書は、中國史の各時代に關する基本的な諸問題を實證的に取扱うと同時に、それらが中國史全體の統一的な理解と密着して押し進められた巨大な勞作であり、このような性質の書の出現は、その體系と實證とに對して同學たる我々が消化と批判を行なわずして放置することを許さない厳しさをもつものである。そこで、この大作に對する我々の義務の幾分を果たすために、同好の人々とともにそれぞれ分擔をきめ、その報告を中心にして討論した結果をまとめて、書評に代えることにした。しかし、提示せられた問題の大きさに比して紙數の制限はいかんともしがたく、著者の論旨を紹介すること、いたづらなる讚辭を呈することはやめて、もつぱら各自が疑問を感じた點を中心にして意見をのべるにとどめた。それはこの貴重な勞作をふまえてつづ我々の研究を深めたいと思うからであり、それによつて本書の價値がいささかも損なわれるものでないことを、あらかじめおことわりしておきたいと思う。

第一部第二章 秦漢時代の農學

(川勝義雄)

概観として新らしく書き加えられた第一章に關する感想を省き、直ちに第二章以下の諸論文に入つてゆこう。

著者はまず、戰國時代の中央集權的な君主支配の展開過程において政治權力和結合した農家者流の一つ、后稷を始祖とする學派の思想が、呂氏春秋卷末の土容論、すなわち上農・任地・辨土・審時の四篇に集約されているとして、そこに説かれる農業技術がどうい

内容のものであつたかを検討する。著者によれば、六尺の長さの耜（耜）（隴（隴））の基底部の幅が六尺ときまり、八寸の耜の幅で（隴間）の幅がきめられる。耜は畝の内部に作られるのではなくて、畝と畝との境界に作られるのであるから、廣さ五尺二寸、間隔八寸の平坦な高畝となる。この五尺二寸の廣畝に播種するのであるが、その方法は散播（ばらまき）であつて、しかも概種（あつまき）である。發芽すれば、密植を防ぐために、柄の長さ一尺幅六寸の除草具で、たてよこ六寸間隔になるように整苗してゆくとする。

從來の見解は、六尺の廣さの畝に八寸または一尺の耜があつて、隴上に播種すると考えられていた。ところが西嶋氏はこれを否定され、この任地篇の農法を漢書食貨志に代田法と對比されている縷田（縷田）と同一のものとされる。この「縷田」には顔師古の注があつて、「縷田謂不爲耑者也」とあるのが氏のもっともおおきな根據のひとつになっている。しかしながら、氏の解釋に従うとすれば、次の如き疑問が依然として残る。まず、氏は廣畝にばらまき、あつまきに、發芽後にたてよこ六寸に整苗すると理解されているが、あつま

きにすれば多くの種子が無駄になるであらうし、ばらまきにすれば整苗の段階で非常な努力を必要とするから、あらかじめみぞを作つて播種することを經驗的に思いつかないであらうか。また氏は畝と畝との境界に八寸の耜を想定された。この耜は八寸の耜の幅でできまると言う。しかし、ここで注意すべきは、たしかに耜の幅は八寸であつても、耜の幅をも八寸とは言つていけないことである。もし八寸の耜を使用して耕すとすれば、實際には約廣さ一尺・深さ一尺の耜ができあがるはずである。このことは後の第三章「代田法の新解釋」と密接に關連するので、そこで詳しく述べることにする。

次に「四民月令とその背景」の節に移りたい。西嶋氏は、四民月令の釋の記事から小農民を相手とする豪族の商業行爲を分析されたが、それは楊聯陞氏の示唆がすでにあることはいえ（五九頁注30および「東漢的豪族」清華學報一一卷四期一〇二八—二九頁參照）、その實態を明らかにされた點は貴重であつた。ただ、二・三・五・八・九月の武備を治め防禦を習練する記事をもつて、端境期もしくは向寒期における貧窮農民の盜賊化を防備するためのものであるとするのは、餘りにも穿ち過ぎた見方であらう。恐らくこれらの條項は、邊疆の異民族の侵寇に對する防備強化のためのものである。崔寔が活躍したのは桓帝・靈帝の頃であり、この時期は北方の異民族の侵入が相繼いでいた。そもそもかれの出身地は涿郡であり、涿郡には安帝の治世に烏桓の侵寇があり、あるいはまた句驪王が玄菟・遼東を攻めてきた時には、涿郡の軍隊も動員されたと記録されている。崔寔もまた邊疆の五原太守に赴任しており、胡虜の侵入を目撃している。かれの郡守時代のこととして、「寔整厲士馬、嚴烽候、虜不敢犯、常爲邊最」とあつて、その處置がきわめて

適切であったとあるから、四民月令の記事もかれの體驗をもとにして書かれたのであらう。

第三章 代田法の新解釋

本論文は野村博士還曆記念論文集『封建制と資本制』に掲載されたのを骨子とされ、本書に収録するにあたって、とくに補論として本論文發表後に出された伊藤徳男氏・米田賢次郎氏の批判を紹介しつつ、各々を検討され、これらの批判にも拘らず、なお根本的な變更を必要としないと考えているとされた。

西嶋氏は班固が代田法を古法としているにも拘わらず、これを班固の誤解であるとして斥け、趙過の創意であるとする。従来の基本農法は呂氏春秋土容論に示されたような縷田と呼ばれる廣畝播法であり、趙過は條播列條栽培法に改革するとともに、牛耕を結合させて効果を期待したものと理解された。氏の説がもし正しいとするならば、代田法の實施は中國農業技術史上著しい飛躍である。しかし、天野元之助氏・大島利一氏・米田賢次郎氏は一畝三畦のうね、たて方式を戰國以來の傳統的な農法と見なされている。筆者も一畝三畦を趙過の創意とするのに疑問を抱く。以下その理由を述べてみたい。廣さ一尺深さ一尺の畦を作るには、西嶋氏が指摘されるように、地表面において廣さ七寸五分深さ七寸五分に掘り、その排土を兩側の廣さ一尺二寸五分の地表面に高さ二寸五分に盛り上げればよい。この作條をどういう手順で行なったのであらうか。この點に關して氏が深く考慮されていないのは遺憾である。九章算術卷五商功に掲載されている例題が解決の手掛かりとなる。すなわち「今有穿地積一萬尺。問、爲堅壞各幾何。答曰、爲堅七千五百尺。爲壞一萬二千五百尺。術曰、穿地四、爲壞五、壞息土。爲堅三、堅爲築

土。爲墟四、墟謂穿坑。此皆其常率」とある。代田法のうねたて方式にはこの例題の一萬分の一のスケールを想定するとよい。代田法にあつては、堅（築土）というのは、廣さ七寸五分・深さ七寸五分に掘るとききの排土であり、この排土を地表面において廣さ一尺二寸五分の壞（息土）に積み上げるのである。しかも「術に曰く」として壞と堅とを五對三の比率に配分すべきことを指示している。九章算術の方法で作條するとすれば、まず六尺の畝を二尺ずつに三分し、つぎに各々の部分を三（七寸五分）對五（一尺二寸五分）に配分し、三（七寸五分）にあたる部分に犁を入れ、深さも七寸五分に掘って、この土を壞に盛り上げるとその目的は達成される。しかしながら、實際はもつと簡單に出来る。何故なら、あらかじめ犁の幅を七寸五分にし、深さ七寸五分に掘れるように工夫しておけばよいからである。ここで呂氏春秋任地篇の「その（刃の）博さ八寸は畦を成す所以なり」の記述が想い起されるであらう。九章算術の七寸五分と任地篇の八寸とは近似値である。従つて任地篇の廣さ八寸の耜を使用すれば、代田法と同様にはば深さ一尺、廣さ一尺の畦が作られる。この場合もやはり六尺の廣さの畝に二本または三本の畦が作られたと推測される。但し、任地篇の農法は牛耕と結合していなかったから、代田法の如く五頃がその經營規模の單位となることは不可能であつた。ところでこの一尺の畦は立入地ないし排水溝ではなく、「上田は畝を棄て、下田は畦を棄つ」とあり、上田（高田）は、一尺も掘れば地中の濕土に到達するからここに播種し、下田（低田）は、畦がすでに濕潤であり、種子は發芽するけれども、水氣が多すぎるとかえつて根が腐朽する恐れが生じるから、畦を棄てて畝上に播種するのである。そうするとこの任地篇

の成立て方式はほぼ代田法と等しく、従つて班固が代田法を指して「古法なり」と明言する理由が明らかになると思われる。

(上田早苗)

第四章 火耕水耨について

第五章 碾磑の彼方

この二論文は、後漢より唐末にいたる中國農業の展開に焦點を据えた一連の論文である。ともに單なる農業技術論に随せず、生産力の問題にまで鋭い視角をみせ、更に當時の農村の社會問題をも追求する姿勢を示された好篇である。とりわけ後者は一九四六年に發表された舊作に加筆補訂されたものであり、その斬新な問題提起が戰後の社會經濟史研究の發展に大きく寄與したことは忘れられない。

また兩篇を通じて、唐末までを古代とする西嶋氏の立場が如實に示されていることも明らかにしておくべきだろう。この點は兩篇の價値を高めるものであるが、逆に時代區分に忠實なあまり、議論が些か融通性を缺く結果ともなっているのは残念である。

そのことは、兩篇とも特に米田賢次郎氏の批判に對する再批判にかなりの紙數が費されているにもかかわらず、兩者いづれとも決して難い、いわば水掛け論に終つている個所が少くないことから伺えよう。

農業技術の問題に暗い筆者ではあるが、氏と米田氏との論争中に明らかとなった問題點のうち、基本的と思える二三の指摘を行なつて此正を仰ぎ、書評としての責をはたしたいと思う。

まず「碾磑の彼方」の補論を問題としよう。これは、齊民要術の農業技術を二年三毛作形式を前提とするものと考察され、華北にお

ける農業技術の發展を論ぜられた米田氏への反批判である。その主要な論點は、(一)、麥の播種のために「曠」が行なわれる以上、麥の前作として夏作物の存在を認定することは困難である。(二)、二年三毛作が成立するためには、麥↓豆、豆↓粟という方式が同一圃場で行なわれることが認定されねばならないが、要術の記述中にそのこととはどこにも示されていない、と要約でき、かかる論點を前提として、南北朝は農業生産力低下の時代であること、當時の華北農業は穀田と麥田が分離した形態であつて、穀田における粟作を中心作物とする一年一毛作形式の農法であることを再確認された。

さて第一の論點は、二年三毛作形式の成否が、ほとんど曠の作業を如何に理解するかということにかかつて以上、最も重要である。私は曠についていま一つの理解を示しておきたい。それはあまりにも當然のことなので、見落し易いことのだが、曠が冬作物に關係する作業だということである。夏作物の場合には、普通秋の收穫後に深く耕起し、更に翌春には淺耕して水分の保持と土壤の分解を期すのであるが、冬作物の場合には秋耕・春耕とも時期的に不可能である。そこで要術は曠という言葉で夏作物の場合とその作業を區別したのであらう。こう理解すると、土壤を分解する目的からは曠は出来るだけ早期に、それも五・六月の兩回に行なうことがのぞましい。一方、華北の降雨は六・七・八月のいずれかに集中的に降るので、黃土地帯で水分を適當に地中に保持するためには、表土を薄くすく程度にしておくことが必要なのである。古賀登氏は、この作業は表土を一寸五分の深さに攪擾するとき最も效率がよいとの説を紹介しておられる(「中國多毛作農法の成立」古代學八卷三號二四三頁)。曠が黃土層特有の毛細管を斷つ重要な作業であることは

すでに疑問の餘地はないが、麥作地においては、五・六月の時期にあまり土地を動かさず、毛細管を深部から断つてしまうと、雨期の到来とともに地表に水が溜り、七・八月の炎天下にかちかちに固まって耕作にたえぬ土地になってしまう。これは要術も注意していることである（二三六頁、要術早稻第十二）。

以上の如く暎を冬作物に關係する作業と認めれば、要術が特に麥の項に暎を記載していることも理解できるのである。西嶋氏が暎を麥の播種前の作業と考えられたのは不正確といわねばならない。ましてやその作業内容を、よく耕起して整地することと考えられたのは誤りであろう。むしろ米田氏が説かれるごとく麥の刈取後の作業なのであって、麥底の利用（それは麥であってもさしつかえない）を前提としたものとみるべきである。もともと米田氏にも一見暎の後に麥作が想定されぬかの如き記述があるのは不注意である。しかしここでは、暎が必ずしも麥の前作としての夏作物を否定する材料にはならない点が明らかとなれば充分である。もしも麥底に夏作物を播種する場合は、暎は同時に夏作物發芽期の保水の役割もはたすことは米田説の通りである。ただ注意すべきことは、要術の記述方法は、毎年同一圃場で同一作物を栽培することを原則としているので、麥の一年一作説を主張される著者の眼には、暎が麥の播種前の作業のみを述べたものと映つたのは無理のないことも知れない。しかしこの要術の記述方法から直ちに麥の一年一作を想定することには疑問がある。それは農書の性格をどのように把握するかという基本的な問題である。古賀氏は元の王禎の『農書』にも五・六月に暎を行う一文のあることを指摘しておられる（前掲古代學二四三頁）。王禎は要術を祖述したものであるにせよ、このことは重要な意

味をもつ。西嶋氏の解釋に従つて、暎がある限り同一圃場で二年三毛作が不可能とされるなら、王禎の記事は如何に解すべきであろうか。氏の論法からいえば、元代においても二年三毛作は成立しないという説が生まれはしないであろうか。

このようにみてくると、要術の記述に「底」の利用を述べた箇所が多い點に着目し、華北農業の不安定性に對處するために生まれた土地の回轉の習慣こそが二年三毛作成立の契機となつたと考えられた米田氏の見解はまさに卓見といふべきであろう。

西山武一氏や古賀氏も齊民要術から黍（或いは豆）と穰麥を利用した二年三毛作の可能性は認めておられる。禾本科と豆科の作物を利用した二年三毛作は或いは小地の貧農、或いは華北農業の不安定性に苦しむ農民が考え出した生活の智恵なのである。要術中に麥↓豆、豆↓粟の方式が同一圃場で行われるべきことを記載していないからといって、二年三毛作が成立しないことにはならない。

「火耕水耨について」は、「碾磑の彼方」を補強する目的で一九五一年に書かれたのであるが、本書では諸氏の批判をとり入れて全面的に書き改められている。しかし、南北朝における農業生産力を低く評價する著者の基本的な見解には變りがなく、その主たる論據を江淮稻作の一年休閑法と直播法に求めておられる。そして更に西嶋氏は、唐代に稻作技術の改革があつたと想定し、苗代仕立による田植農法が採用されることによつて、「耕地は毎年收穫を得ることになり、さらにそれに伴つて水田裏作として麥を栽培するという江南における二毛作の成立が可能（傍點筆者）」となつたと考えておられるのである。

ここで私は素朴な疑問を提出したい。苗代の利用（それは本田を

約二カ月餘計に活用できることになる）に伴って約四倍の收穫を期待する論法はあまりに唐突ではなからうか。南北朝における稻作の發達を前提としなければ、それは説明しえないのではないか。又西嶋氏の理解からすれば、隋の煬帝が開鑿した江淮と華北を結ぶ大運河のもつ意味も薄れてくることになりはすまいか。筆者も唐・宋における農業經營の發展は勿論認めたい。しかしそれ以前の時代における進歩の跡がネグレクトされては六朝隋唐社會の理解が困難になると考えている。歴史は進歩の跡を追求するのが目的であるはずである。遅れた面を拾い出すならいつの時代でも、もうきりはない。時代の發展を支える側面に、より注意を払うべきではなからうか。

淺學の身を顧りみず數々の非禮の言辭を列ねたが、いまだ少し要術に立ちかえて議論を進めれば、齊民要術水稻第十一の「歲易」を一年休閑法と解し、このことを有力な證據として米田氏の他作物との輪作による一年一毛作説を否定される氏が、麻および穀に關する「歲易」には他作物との輪作による一年一毛作を認め、この場合の歲易は單に同一圃場での連作を避けるべきことを指示した記述として、米田氏と同様に理解される（一九八・二四八頁）のは要術解釋上の不統一だといえまいか。またこの際、水稻と麥との輪作は、西嶋氏の解釈（一九八頁）を尊重して除外するとしても、水稻の翌年、豆その他の穀類を植えることは充分可能なのである。かつ米田説によって歲易を水稻と他作物との輪作と考え、今年水田として利用すれば、翌年は陸田とするという方式は、水草系の雜草を除くために有利な方法と考へうる以上、米田氏の見解の方が要術の解釋としてより整合的であるとみたい。

その他、是非採りあげねばならぬ問題もいくつがある。その一は

杜預の上奏文の理解であり、その二は第二部第二章の「魏の屯田制」との關連の上で江淮の稻作をどう考へるかという問題である。前者は、不完全な陂の利用は水害の危険が多いので、リスクを見込んで收量の多い水稻を作るよりも、陸田に轉換した方がむしろ有利であることを主張しているのであつて、水稻の生産性の低さをいつたものではないのである。もし水稻の生産性が低いとすれば、當時なぜ一年一作の陸田から二年一作の水田に耕作形態が變化したのか説明がつかかねるであらう。後者は、魏の時代、淮河流域の水田耕作による軍屯田では、田兵一人が五〇畝を耕作して一年に一二五斛を官に收めるのが平均値であつて、そうすれば官の徴收額が一畝あたり毎年二斛五斗となると計算され、この徴收額が畝當收穫量の約半額にあたると考へられているが（三四九頁）、こゝでもし稻作が一年休閑法をとつていたとすれば、田兵一人一年の耕地は二五畝となり、收穫量は半減して、その全額が官に徴收される計算となり、分益官收という屯田經營と矛盾することになるのではなからうか。徒らに妄言を重ねたが、著者の御教示を乞いたいと思ふ。

（勝村哲也）

第二部第二章 魏の屯田制

本書の第二部「土地制度史の諸問題」においては、秦漢時代の土地制度が均田制の方向に向つてどのように變化してゆくかを探るために、まず魏の屯田制をとりあげ、それが民田に對する國家的土地規制を含む晉の占田課田制になぜ進まねばならなかつたかを説明しようとして、その接續のところ、すなわち屯田制廢止問題が中心にすえられる。屯田が課田につながるというその大筋は、かの宮崎市定

氏の説に一致するが、西嶋氏の論證過程はもちろん氏に獨自のものであり、いまここでは氏の論法を中心として所感をのべてみたい。

本論文における氏の論法には、事柄を餘りに論理的にはつきり割りきろうとして、かえって説得性に缺けるところがあるように思われる。すなわち氏は、典農部所屬の民屯とそれ以外の軍屯とを専ら制度上の組織から嚴密に分け、民屯の屯田民には兵役が全くなく、屯田兵は専ら軍屯での耕作者に限られるとの線をあくまでも貫ぬこうとされる。そして、屯田官廢止令は専ら典農部民屯を廢止するものであり、軍屯はこれに關係なく、屯田官廢止令の目的とされた「均政役」の政役とは兵役を指すものであって、「均政役」とは兵役のなかつた典農部屯田民に一般州郡民と同じく兵役を課す（もちろん反對に、佃科は田租戸調となつて他と比例的に輕減される）ことだとする。この説に對しては、すでに藤家禮之助氏（『曹魏の典農部屯田の消長』東洋學報四五卷二號）が疑問を提出しているように、いわゆる典農部所管の民屯に全く兵役がなかつたかどうかは疑わしく、また軍屯の屯田兵だけを兵戸とすれば、鄭から河南に移された兵戸の説明に窮することになる（本書三五〇頁）。すなわち、兵戸が當時の戦力の基幹であるという濱口重國氏の説に對して、どう調整するかが問題となる。この問題について、私も一つだけ疑問となる資料を提示しておこう。西嶋氏自身が引用された魏志卷九曹爽傳注引魏略の文章（三二二頁）、すなわち嘉平元年、司馬懿のクデータの直前に、桓範が曹爽の事を思つて、「又謂（曹）義曰、卿營（中領軍）近在關南、洛陽典農治在城外、呼召如意」といひ、曹爽の弟に擧兵をすすめた文章は、典農所管屯民が動員兵力として期待されるものであつたことを明らかに示している。實際に曹爽傳

には右の個所の少し前に引く干寶晉記に、「曹爽留軍駕、宿伊水南、伐木爲鹿角、發屯田兵數千人、以爲衛」とあつて、この屯田兵は洛陽典農部の民屯所屬のものと考えて差支ないと思われる。このことは、屯田民が兵役に關係するのは「建安年間のみであつて、文帝の黃初年間以後はみあたらないようである」（三五八頁）という意見と牴觸する。典農部屯民は兵役に全く關係なし、と斷定することは少くとも強辯であり、屯民は兵力として動員され易く、したがつて洛陽典農部所管の屯民も兵戸であつた可能性は強いと思われる。そしてこのように典農部の屯民にも兵役があつた可能性が強いとすれば、「均政役」の意味もあらためて問われなければならない。著者は藤家氏の批判によつて、ことに第三節四の「典農官乖離の契機」の項などでは舊稿を補正しておられるが、以上のような重要な點については、今度の新版でもう少し説明を加えてほしいかと思ふ。

次に、典農部屯田官のみがなぜ廢止の對象になつたかの説明において、典農官の末作治生が認められたこと、すなわち商行爲が屯田内に行なわれたこと、そのことが農桑に務めるべき使命をおびて生みだされた典農部屯田をして、この變化による自己矛盾に陥れていったこと、の指摘は重要な意義をもつ。しかしその際、典農官の側に注目するあまり、典農官自體の心情のあり方にまでその説明の根據を求められるのは、むしろ窮辭としか考えられないのであつて、その心情變化を魏室との關係とか、司馬氏との關係とかを媒介とする廻りくどきをやめて、屯田民を支配する側の典農官だけでなく、屯田民そのものを商行爲の中にまきこんでゆくような社會の必然的發展に端的な理由を求められれば十分であつたらうと思は

れる。それは、華北の統一ができて社會が安定に向かえば、當然おこるはずの傾向であつて、夙に岡崎文夫氏が説かれたように、「屯田は華北秩序の安定に役立ったものであり、したがつてそれさえ行なわれるならば、屯田などは當然廢止さるべき運命にあつた」（本書三〇〇頁引用）ということにはかならないであらう。ただ、それを深めて、屯田内部における商業行為の侵入を著者が指摘されたのは貴重であつた。そして、内郡の典農部民屯の廢止と、邊境要地の軍屯の存続ということも、著者によつて明らかにされたところであるが、このことと右の指摘をよりスムーズに組み合わせて、商行爲の侵入による屯田内部の自己矛盾は當然内部において早く進行するものであり、國境軍屯は軍事的必要から當然強力な規制と存続の努力がなされるものだという方向で説明がつくのではないかと思われ

る。

第三章「北齊河清三年田令について」は著者の舊稿に對する曾我部靜雄氏の批判に答えた「補論」を附す。兩氏の論争について私は西嶋氏の説の方が理解し易いと思ふものであり、ここに問題を見いだすことができなかつた。ただつい最近、西村元佑氏のこれに關する問題發展が出たことだけをつけ加えておく（東方學三三輯參照）。

（川勝義雄）

第四章 吐魯番出土文書より見たる均田制の施行狀態

もと『西域文化研究』の一篇として載せられた本論文が、同書の周藤吉之・西村元佑兩氏の論考とともに、未發表の零細な唐代公文書を整理研究して、當時のトルファンにおける土地制度の實情を明らかにした基礎的な業績であることははや周知のことに屬する。

本論文の内容と問題點とはすでに池田溫氏をはじめ、宮崎市定・河地重造らの諸氏によつて詳細に紹介批評され、堀敏一氏の學說史的整理をへて、昨年の「均田制をどう見るか」の座談會記録（東洋文化三七號）が詳細な参考文献をつけて問題の所在を理解しやすく示している。したがつて、もはや私が屋上に屋を架す必要はないのであるが、二三の問題を提示して教えを乞ふことにする。

西嶋氏の基本的な態度が、吐魯番文書の示す均田制の「意圖するところは一地方の特殊事情ではなく、あくまで唐代土地制度の基軸としての均田制一般であることはいうまでもない」（五六三頁）とする立場であり、トルファンにおける田土の還授を根據として敦煌にもその實施を推定し、さらに中國内地にもそれを推し及ぼそうとするその方法は「假説の上に立つ」説明（堀氏批評・東洋學報四四卷四號一一四頁）であり、その「作業は多く將來に残されている」（池田氏批評・史學雜誌六九編八號八三頁）ことがすでに指摘されている。すなわち、トルファンのいわゆる均田制をもつて直ちに中國内地の均田制實施を推定するためには、なお多くの論證を必要とするのであり、とくにトルファンという地域の特殊性が十分に考慮されねばならないのである。西嶋氏らが吐魯番文書を均田文書として自明の理の如くに取扱われたのに對して、そうではなくて、これは屯田文書であり、そこに見られる給田は、むしろ令制中の屯田法によつたものではないか、との根本的な疑問を提出された宮崎市定氏も、また屯田が多かつたこの地の特殊性を考慮されたからであるといつてよいであらう。

この宮崎説に對しては、池田氏の批判があり、西嶋氏ももつぱら池田氏の批判を根據として、これを誤まりであるとされるのである

が(本書二九六頁注17)、しかし池田氏の批判で決着がついたかどうかにもまだ疑いは存在する。池田氏は「高昌縣下に屯田の存在した證據は知られぬ」(前掲池田氏批評八六頁補註)、とされるが元和郡縣志卷四〇によれば「天山軍在州城内、開元二年置」とあって、西州城内すなわち高昌縣にあった天山軍が、池田氏のあげられた「天山(軍)一屯」や「天山屯營田五十頃」に一致することは確實であり、前記座談會記錄一〇頁において、池田氏がこれを「天山縣屯營田五〇頃」と解されたのは誤まりで、天山軍屯營田は軍府の置かれた高昌縣下に最も多かったと考える方がむしろ自然であろう(元和郡縣志のこの記事は藤枝晃氏の教示による)。宮崎氏の均田法から屯田法への移行説には私もたしかに疑問を感ずるけれども、しかし宮崎氏の屯田説そのものは、より詳細な検討を要求する性質の重大な提言であると考ええる。

しかし、かりに屯田説を否定して、著者らのいわゆる均田説の立場に立つてみよう。そのさい重要なことは、池田氏が指摘した給田内容における階層差の存在であり、そのことから、唐朝の均田制下においても、高昌國以來の在地勢力が舊來の地位を温存していったと想定した点であると思われる(前掲池田氏批評八二頁)。このことと職田・公廩田などのいわゆる官田に對する新しい視角(前掲座談會記錄三〇頁)とを合わせて考えると、トルファンの耕地のうち大きな比率を占めるといわれる官田のなかにも、この地方の官吏に任用された舊來の在地勢力がかれらの土地を名目的に職田・公廩田などの形をとって維持していた可能性が考えられなくはないように思われる。寺院に對する名目的寄進がありえたように、官田の中にもそのような形での舊私有地の温存がありえたのではないであらう。

うか。本書において示された佃人制の廣泛な存在には、このような事情もからむのではないか、給田額の零細化と授給地の散在ということも、この地が本來狹郷であったことに加えて、右のような性格の官田・寺田が耕地を先取していたことによつてもたらされた面を考へるのではないか、という問題の方向だけを提示しておきたいと思う。つまり、それはこの地方における歴史的特性の問題であり、また一般に均田制を考へる場合の各地方における歴史的特性の問題につながるると同時に、理念と現實との關係の問題にも關連する。古代專制國家の農民支配の構造をここから一般的な形で抽出するまでには、まだ前途遼遠であることを思わざるをえないのである。

(稻葉一郎 川勝)

第三部 商品生産の展開とその構造

——中國初期棉業史の研究——

著者が十六・七世紀を中心とする中國初期棉業史について、棉花栽培と棉紡織業が全國的に普及し、それが完全な商品生産に化していたこと、および松江府近傍の取引市場を基軸として、商業資本を媒介とする國內商品市場が成立していたこと、そして松江府における紡績・織布の商品生産、とくに粗布系統の織布生産が、農村の「零細過小農」の家計補充手段としての副業的生産として成立していたこと、などの諸現象を論證したこの有名な勞作が、戦後の明清社會經濟史研究の方向を決定する劃期的な業績であったことはいささらいふまでもあるまい。ここではそれらの諸現象のうち、いささか恣意的にはあるが、いくつかの今日の問題となりうる點にしぼつて、我々の見解をのべてみたい。

この勞作を通じて著者が到達した結論の一つの側面は、いまのバタ諸現象の指摘にもつづく「停滞性理論」批判であつた。すなわち、近代ヨーロッパ資本主義の侵入以前における中國農村工業が、「アジア的農村工業の特徴として提唱されているとき、商業資本の支配を受けることなき自給自足の家内仕事の段階にあるものではなかつた」（七五一頁）ということにある。しかし、この側面と表裏をなすもう一つの側面こそ、その後の著者の研究方向を規定し、また多くの中國史研究がくりかえし批判克服を試みながら、いまだに十分な成果をあげず、中國史研究自體を停滞に陥れているものだと思われる。すなわち、著者はもう一つの結論として、十六・七世紀の中國農村工業は「不幸にしてそれ自身が近代化の方向へ進むべきなんらの契機をも有していなかつた」し、「再度の史的展開」近代化への道を阻止されてきたものであつた」（七五一頁）とする。なぜなら、中國の農村工業の上には「東洋的な中央集權的專制國家の機能が、土地制度を媒介として離れ難く絡みついて」おり、またそれに對して「生産構造を規制する地主・商業資本・官僚が三位一體として作用」していたからである（七五〇頁）。王朝史的政治史や制度史的社會經濟史の枠を破り、中國史の前進の契機を直接生産者たる農民の再生産構造の展開の中に求めたこの劃期的な勞作論を、今日の時點において眞に批判的に繼承するためには、停滞性理論の否定として出てきたこのような新停滞論を克服することではなれない。

棉業が、基本的には零細過小農的土地占有者たる佃戸層の副業的經營を主體とするがゆえに、過重田賦の收奪を行なう專制國家の土地制度の下で、一層酷烈化した地主の佃租搾取と、生産の全工程に介入する商業資本の苛刻な收奪とによつて、その下に剩餘を蓄積して工業經營を獨立させることが不可能であつたことを強調する。このような著者の理解を支える諸論點のうち、棉紡織工業や絹織物業をはじめとするいくつかの手工業部門の生産組織・生産形態については、著者が否定したところの問題屋制前貸制度（主として問屋制的家内工業）およびマーフアクチュア（主として問屋制的マーフアクチュア）の存在が、田中正俊・佐伯有一らをはじめとする人々によつて論證され、著者が主として上納綿布の生産にたざざる非獨立的經營と解したところの松江府の機戸についても、それが上納分以上の生産をあげ、海外市場さえもつていたことが藤井宏によつて指摘されるとともに、都市の絹織業においては、官業および上納生産以外の一般市場向け生産の増大が論證された。ただ、これらその後の諸研究も、棉紡織業や絹紡織業における農家副業の基底的地位、農家副業的經營に對する商業資本の頑固な支配、さらには「零細過小農」によつて副業的に經營される農村工業の存在形態などに關する著者の評價を根本的に變更するものではなかつたことが注意されねばならない。

ところで、著者の諸論點のうちでもっとも重要なものは、松江府初期棉業の成立過程における「經濟的必然性」の問題である。すなわち、農民をして副業としての棉紡織生産を餘儀なくさせた農家經濟の貧窮化・零細化は何によつてもたらされたのか、副業的經營の主體たる「零細過小農」はどのようにして生みだされたのか、とい

う問題である。一九四九年の波多野善大の批判以來、この點に關する著者の論證の不備についてくりかえし行なわれてきた批判の主な方向は、副業的家内仕事を要請する條件として、「過重田賦」のみでなく「佃租」を重視せよ、當時の基本的生産關係としての地主佃戸關係を捨象するな、という形で行なわれてきたが、しかしこの方向が強調されるあまり、批判者の側において專制的國家權力と農民との關係を捨象する傾向があり、またその後の地主制研究もこの關係を捨象して進められてきたために、著者も補記で述べられているように、著者の缺點はいまだ十分に克服されたとはいえないのである。著者が崇禎松江府志卷一〇田賦三所載の「徐文貞公與撫按論均糧書」・「翰林何公良俊叢說」をもとにして、「宋末以來の田賦の増額は、松江府の農民の大部分を占める佃戸、とくにその東郷の佃戸を極度に零細化させた」（八一—一三頁）と述べ、「過重田賦にもとづく佃租負擔の重壓、及びその結果としての零細過小農の派生という圖式」を提示したが、この資料そのものいうところに即すると、この圖式は必ずしも成立しないし、この地方の稅糧徵收額の重さ（重賦）のもつ意味についてはより立ち入った検討が必要である（森「明初江南の官田について」東洋史研究一九卷三・四號）。また、著者が重視する正徳松江府志卷七「田賦」中所載の周忱施行に係る「加耗折徵例」においても、米の代りに布を納めることを認められた農民は、直接的に國家―地主―佃戸の系列の下におかれていたのではなく、國家―農民の系列にも屬する農民なのである（森「十六世紀前半太湖周邊における國家と農民」名大文學部論集三八）。しかしながらこのように、過重田賦↓過重佃租↓農民の零細過小貧窮化↓副業生産の發生という著者の圖式を、著者の資料採

作の面から批判することは、私自身をも含めたその後の研究の偏向・缺陷をそのまま示している。むしろ、問題は、生産力發展の契機をもつばら國家・地主の收奪搾取にのみ求める點にある。

この契機は重要であるにはちがいないが、農民が主體的能動的に剩餘を蓄積しようとしたことは皆無であつたらうか。周忱の加耗折徵例は、棉布だけでなく、農民が何らかの方法で入手した銀をも代納品とすることを認めている。つまり、この例以前に松江府を中心とする地方の農民は廣汎な商品生産を展開していたと思われるのであり、周忱の例が施行される直前に、隣接の蘇州府では農民の側から國家に對して積極的に棉布の代納を要求している資料が残されている。したがって今後の課題は、農民を單純商品生産者たらしめたこの段階の中國社會においても、多數の農民が自立した經營主體でありながら、再生産の維持困難な貧窮の「零細過小農」であつたという冷感な事實を含みこんで、このような直接生産者たる農民が置かれていた諸關係をより具體的に解明してゆくことになければならぬ。

次に著者の基本的觀點・方法の問題に移ろう。著者が十六・七世紀の中國初期棉業を中國の「農村工業」として範疇化し、典型的な産業資本を現實に生みだした西歐資本主義發達史の中での「農村工業」およびその發展の「型」との比較において、その成熟度を測定するという大塚史學的觀點・方法を採用したことは、すでに周知のところである。ただ、ここで見のがしてはならぬことは、著者が中國初期棉業の發展自體の中に、中國社會の近代化を遲滞せしめた要因を認めたことである。すなわち、中英貿易における原料輸入・製品輸出という水準にまで發展し、近代の産業資本の侵入に對して一應

の抵抗作用をつづけたことが、かえって當該社會の近代化を阻止し遅延化し跛行的にしたというのである（八六五頁および八七二頁注49）。著者のいう「近代化」が、獨立した資本主義社會を形成するという意味であるかぎり、こういう論理は當然かもしれぬ。しかし、かりにその立場に立つにしても、列強資本主義・帝國主義が世界資本主義體制確立のために、十九世紀以降の中國經濟的發展を阻止したという事實は見落とされてゐる。この事實を見落として、この時點での中國棉業の構造的弱點のみを見るかぎり、封建的社會關係におけるもろもろの搾取收奪の中で、孜々として生産力を發展させてきた直接生産者農民の主體的力量に對する評價が脱落してしまふ。そしてさらに、世界資本主義體制的土臺として形成された半植民地・半封建という矛盾をもつ社會として中國の近代を把え、その矛盾の止揚たる新舊の民主主義革命こそ、中國民族の獨立・社會的生產力の發展・封建社會の克服への道をつくりだしたとする立場に立つならば、どうであらうか。農家副業生産としての棉業に代表される廣汎な單純商品生産の展開・農民の主體的力量の蓄積とそれにとまなう封建社會の解體という段階で、世界資本主義は一九世紀以降の中國に侵入し、世界資本主義の法則に即して中國經濟を再編成していった。そこでは、獨立した半ば植民的關係半ば封建的關係というように、二つの關係が單に併存していたのではなく、二つが互いに密着して一つの全く新しい關係が創出されたのである。この關係に規定され、この關係の中で自らの生産と生活を守るために、この關係そのものを變革するために、直接生産者農民は、反列強資本主義・帝國主義・反封建闘争を行なつた。十六・七世紀以來の封建社會において棉業の擔い手となつた農民の成長は、この近代の

闘争に示された農民のエネルギーの歴史的源泉の一つとなつたのではないか。とすれば、初期棉業の發展は、西歐資本主義的近代を生み出しはしなかつたが、決して中國社會の前進を阻止したとは評價できない。このような觀點から今一度、十六・七世紀の初期棉業のもつ歴史的な意義を検討する必要がある。

著者を筆頭として、北村敬直・古島和雄らによつて開始された戦後の明清時代商品生産の研究は、その後多くの成果をあげ、現在では以下のような觀點が提起されつつある。すなわち、多くの研究によつて明らかにされた單純商品生産の廣汎な展開という史實そのものの積極的な意義、ランカンジャー棉布に對抗してその容易な流入を許さなかつた中國封建社會内部の内在的生產力の發展、それがもたらした封建社會の解體、農民層分解＝流民の造成が近代プロレタリアートを創出したこと、等々を評價しようとする觀點がそれである。それは著者の棉業研究の結論のもつ二つの側面を確認しつつ止揚したものであつて、その意義は少くない。しかし、この新しい觀點が眞に歴史的法則的發展の論理として展開するためには、著者が或いは一面的に、或いは抽象的にそのいわゆる「近代化」の阻止要因として設定したところの、地主佃戸制を基軸とする封建的生產關係・專制國家權力機構が、かかる廣汎な單純商品生産の擔い手であつた農民によつてどのように變革されたか、またかかる直接生産者たる農民の動きがどのように彈壓されたか、という課題が解かれなければならぬ。それはすなわち、著者に對する初期の批判者であつた北村が一九五五年に提起している階級闘争の問題である。もし、この問題が解かれなければ、上述の觀點は、近代半封建・半植民地社會における民主主義革命の一與件として、生産力一般の自然的

發展を追認する論理を導くだけの結果に終るであらう。その意味で、宮崎市定・横山英・田中・佐伯らによって行なわれてきた鄧茂七の亂・民變・抗租奴變・明末清初の全國的農民叛亂の研究をもあわせて、相互連關的にとらえる作業がなされねばならぬ。單純商品生産の廣汎な展開を積極的に評價しようとするれば、かかる階級闘争とそれに關連する政治過程の特質との統一的把握が不可缺であらう。著者の研究の最大の問題點は、生産力が生産力のみとして、その構造が構造のみとして把えられているところにあるのではないであらうか。

(森 正夫)

以上をもつて本書の各部に關する批評を終り、最後にその全體を通じて見られる著者の基本的な考え方について感想をのべてみたい。幸いに、最近著者はその編著『東洋史入門』（昭和四二年一月有斐閣刊）において「中國古代文明の展開過程」の項を執筆され、本書の第一部・第二部の所論をとりいれておられるので、この書をもあわせて参照させていただくことにする。

本書の第一部に關する我々の最大の不満は、いうところの中國古代において、著者が單に「農業の展開過程」をしか見ようとせず、農業生産力の發展、いな發展の可能性すらも、あくまで認めようとなれないその硬直性にあつた。著者の考え方の根底には、「ましてや南北朝のごとき農業生産力低下時代にはなおさら」（本書二二五頁）という語氣にうかがわれる著者の六朝時代觀が先入的に潛在しているのかもしれない。とくに近著『東洋史入門』（二七頁）に、「前漢時代には火耕水耨は階級分化も顯著でない社會における

程度の低い原始農法であると考え」られていたが、「稻作農法は三國時代から南朝を通じてこの農法からそれほど發展したとは認められなかつた」と明言してあるように、本書の第一部第四章の研究にもづくこのような江淮農業生産の低評價論は、我々がいづく南朝史のイメージとは大きく隔たるものであつて、かかる原始に近い農法のもとの單なる水田面積の擴大ということだけから、あの齊・梁經濟の發展と社會のげしい階級分化が説明できるかどうか甚だ疑わしいといわねばならない。それは「唐末五代を中心として、華北においても江南においても、ともに農業の發展がみられたことは注目に値する」（本書一九頁）という結論、つまりその時期においてのみ顯著な發展を認め、その顯著性をきわだつたものとする結論を得るために、逆にそれ以前の農業發展をできるだけ低く評價したいとする意識が著者に根強く潜在するのではないかと思わせるほどである。唐末五代の發展が顯著なこと、そしてそれを一そう鮮明にされた著者の功績には誰にも異論のないところであるが、だからといってそれ以前の發展可能性まで否定されるには及ばないであろう。それは發展段階論にとられるあまり、古代の農民ないし農事關係者の主體的能動的側面が全く見落とされたものといつてよいと思われる。

本書の第二部に關する我々の危惧の最大のものは、トルファンという特殊な地方の田土還授を直ちに中國内地の均田法に比定して、それによつて中國古代における專制國家の支配構造を考えようとする傾向にあつた。その傾向は右の近著（三〇頁）において、トルファンの土地授還↓中國全體における均田制施行↓皇帝による個人身支配の復活、という論法が採用されているところに端的に表明さ

れている。つまり本書の第一部と第二部に對する我々の疑問と危惧との最大のもは、古代專制國家權力の構造とその生産力的基礎をあまりにも性急に究明しようとされることからくるのである。このような專制國家權力に對する熾烈な問題關心は、著者の最初の輝やかしい勞作であつた第三部の中においてすでに見られることであり、さきに森正夫氏がそこで指摘したように、生産力を生産力のみとして、構造を構造のみとして把える傾向は、單に第三部のみならず、むしろ第一部・第二部において一そう鮮明に見られるのであつて、本書全體を通ずる傾向であるといつてよいであらう。そして、本書が漢から明にまで及ぶ廣汎な領域の重要問題をとり扱うにもかかわらず、その基調に存在する專制國家權力というものについては、漢唐のそれと明清のそれとの構造的相違が何であるか、その間の國家權力の構造にいかなる變質があるのかは明示されていないと少くとも私には思われるし、唐宋の變革の意味すらそれにいかなる質的變化を與えたかが十分に理解できないように思われる。いわば專制國家權力なるものが無前提に指定されているのである。

以上のことは、かつて増淵龍夫氏が著者の前者『中國古代帝國の形成と構造』に對して、「國家權力が民間の一切を一方的に律する」という西嶋氏の制度史的デスポティズム論的視野」の根強い殘存を指摘されたことを想起させる（所謂東洋的專制主義と共同體一橋論叢四七卷三號二七一頁）。そして、アジア的デスポティズム論が停滯論的觀點をもつこと、我々はそれを超克せねばならぬことを著者はくりかえし強調されるにもかかわらず、結局において森氏がいうように、著者は新停滯論的觀點を脱しきれていないと思うのであり、増淵氏のいわゆる「動きのとれない構造論」という言葉は本書

にも本質的には妥當するように思われる。我々が、著者の卓越した構造論的洞察と分析を一そう積極的に斯學の進展に役立てるためには、増淵氏がいうように「内面的視野に立つて中國の歴史の展開を支える主體的要因を定立し、その機能する諸側面の時代的相違を明らかにすること（同上二八八頁）、森氏のいう階級鬭争の視野をとりいれて國家權力そのものの變質を祖上にのぼすこと、專制權力の側から、上からの視點を無意識にとるのではなく、下から、それを動かすものの側からの視點を加えて、眞に辯證法的な立場に立つこと、がもっとも重要なことであらうと思うのである。

（川勝義雄）

唐王朝の賤人制度

濱口重國著

昭和四十一年十月 東洋史研究会
A5判 五八五頁

本書は著者自身の言葉をかれば、「玉井是博教授の名篇『唐の賤民制度とその由來』と、仁井田陞博士の高著『支那身分法史、第八章1部曲奴婢法』における貴重な研究を受け繼いで、唐王朝の官私の賤人制とその由來を尋ねたもの」である（後出「梗概」）。全體は主篇と外篇に分かれたれ、主篇をなす六章は、戦後昭和二九年から四〇年までに發表された一三篇の論文をもとにして、今回新たに書き下ろされたもの、これにたいして外篇をなす六篇は、戦前、戦後に發表された論文の中から、主篇に關係深いものを選んで、舊稿のまま収録されたものである。